

第56号議案

東京都台東区立観光バス駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月2日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、東上野仮設駐車場及び蔵前仮設駐車場を設置するため提出します。

東京都台東区立観光バス駐車場条例の一部を改正する条例

東京都台東区立観光バス駐車場条例（平成29年3月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

東京都台東区立東上野仮設駐車場	東京都台東区東上野四丁目7番
東京都台東区立蔵前仮設駐車場	東京都台東区蔵前二丁目1番

第5条第1項に次の2号を加える。

(3) 東京都台東区立東上野仮設駐車場 午前9時30分から
午後4時30分まで

(4) 東京都台東区立蔵前仮設駐車場 午前10時から午後4
時まで

付 則

(施行期日)

1 この条例は、台東区規則で定める日から施行する。ただし、
次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 東京都台東区立東上野仮設駐車場及び東京都台東区立蔵前仮
設駐車場の使用の申請その他使用のために必要な行為は、この
条例の施行の日前においても行うことができる。